

平成26年産米の市町村別 生産数量目標の設定方針

平成25年12月16日
愛知県米需給調整推進会議

1 全国の需要量と本県への生産数量目標の通知

国は、全国の平成26年産米生産数量目標を前年産から26万トン減の765万トンとし（前年比約3.3%減）、面積換算値では5万ヘクタール減の145万ヘクタールとした（米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針 平成25年11月28日公表）。

本県に対しては、前年産から3,800トン減の136,330トン（約2.7%減）、面積換算値26,890ヘクタール（750ヘクタール減）が通知された（平成25年11月29日付け25生産第2442号農林水産省生産局長通知）。

2 本県の市町村別生産数量目標の設定方針案

(1) 国は、都道府県別の主食用米の「生産量」、「6月末在庫の増減数量」及び「政府米販売数量」などから算定した需要実績を基に、都道府県別の生産数量目標を設定した。しかし、市町村別の需要実績までは調査されていない。

このため、本県が市町村別の生産数量目標を設定するに当たり、国の設定方法をそのまま用いることが困難であることから、次の要素とウエイトで算出する。

<市町村別の生産数量目標の算出に用いる要素とウエイト>

- ① 地域の水田農業の継続性を確保するための要素
 - 平成25年産米の市町村別生産数量目標 …………… 50%
- ② 意欲のある農業者の取組を促進するための要素
 - (ア) 平成25年度の水稲生産実施計画書を提出した
市町村別認定方針参加農業者の生産数量目標 …………… 20%
 - (イ) 平成25年産の市町村別水稲共済加入面積 …………… 10%
- ③ 公平性を確保するための要素
 - 平成25年の市町村別田本地面積 …………… 20%

- (2) 加えて、本県の平成26年産米の生産数量目標は、平成25年産米に比べて3,800トン（約2.7%）減少となっていること及び地域における営農の継続性を確保するためには、地域の配分に当たって平成25年産からの大幅な変更を避ける必要があることを考慮し、算定後に事後調整を行う。
- (3) 事後調整は、上限を前年と同量（前年比100%）とし、上限を超える数量について前年を大きく下回った市町村に分配することにより行う（下限値：前年の93.1%）。
- (4) なお、本県への生産数量目標には、種子用あるいは学校教育・試験研究用の生産といった実数として確保する必要がある数量も含まれていることから、これらについては、市町村へ配分する生産数量目標から予め控除しておき、調整後の当該市町村の数量に加えることとする。
- (5) 上記の（1）から（4）により設定した市町村別の生産数量目標は、当該市町村の10アール当たりの配分基準単収で除した面積換算値と併せて市町村に通知することとする。

○平成26年産米生産数量目標の事後調整方法

